

奈良県告示第五百十八号

平成六年三月奈良県告示第六百七十三号（廃棄物処理施設、浄化槽、工場等の排水及び河川水についての理化学検査の成分分析に係る手数料の額）の一部を次のように改正し、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、同日前に申込みをしている者の当該検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

表中「三千二百九十円」を「三千三百五十円」に、「四千三百二十円」を「四千四百円」に改める。